

平成22年度税制改正 グループ法人税制 パート4

～100%グループ内の法人から受ける 配当等の取扱いが変わります～

100%グループ内の法人から受ける配当等の取扱い

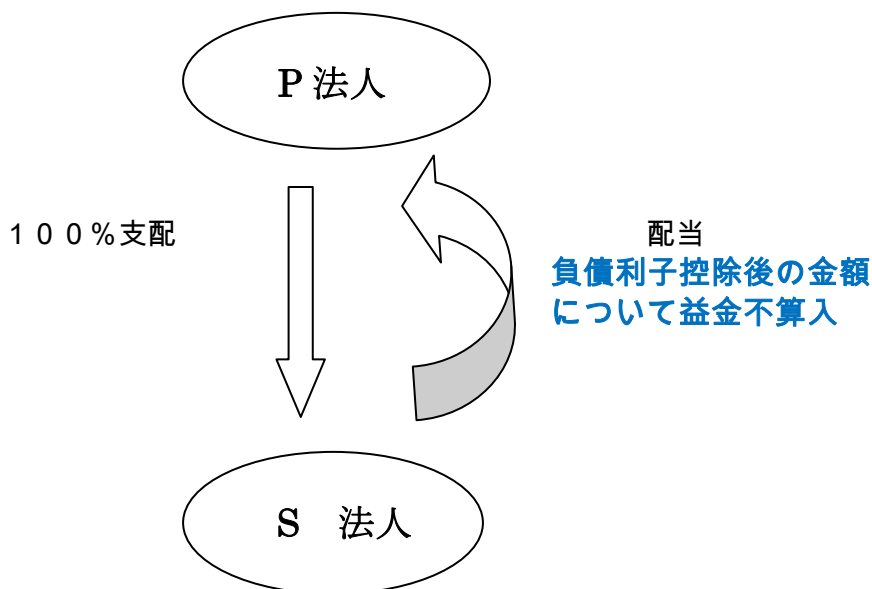
100%グループ内の内国法人からの受取配当について、益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととされました。

(完全子法人株式等について適用)

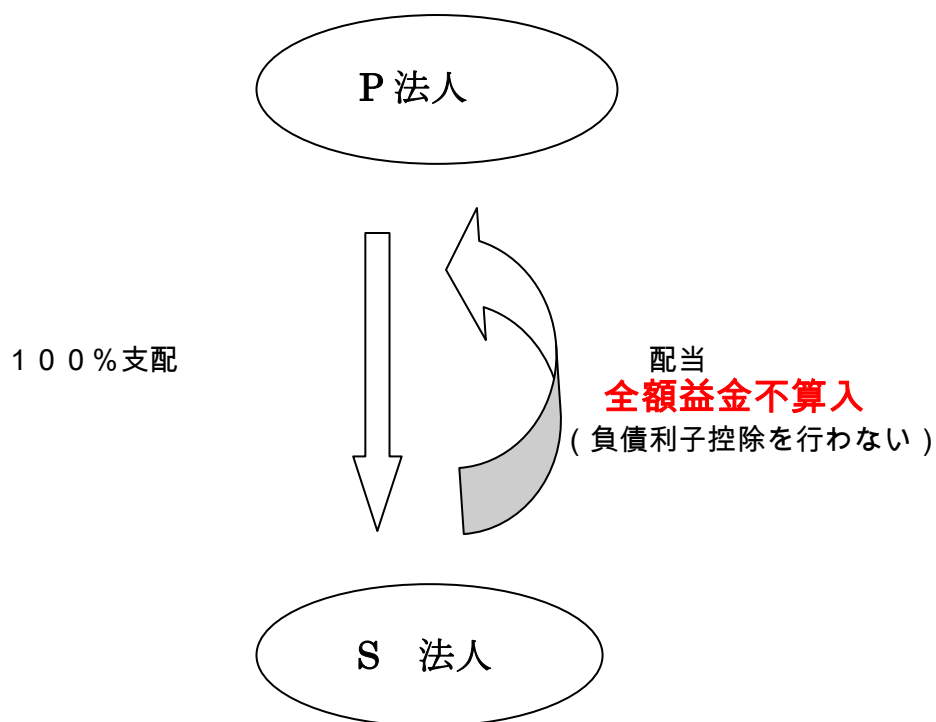
完全子法人株式等とは・・・

完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人等の中に完全支配関係があった他の内国法人の株式又は出資として一定のものをいいます。

< 改正前 >



< 改正後 >



< 適用時期 >

上記の改正は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。